

令和2年12月4日

第446回白石市議会定例会議案

目 次

第 8 7 号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第 8 8 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 0 号） （白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例）	・・・	2
第 8 9 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 1 号） （白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	4
第 9 0 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 2 号） （白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	・・・	6
第 9 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 3 号） （白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例）	・・・	8
第 9 2 号議案	白石市市税条例の一部を改正する条例	・・・	1 0
第 9 3 号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・	1 3
第 9 4 号議案	白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関 する条例の一部を改正する条例	・・・	1 6
第 9 5 号議案	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・	1 8
第 9 6 号議案	白石市道路占用料条例の一部を改正する条例	・・・	2 0
第 9 7 号議案	白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	・・・	2 2
第 9 8 号議案	白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	2 4
第 9 9 号議案	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	2 6
第 100 号議案	白石市下水道条例の一部を改正する条例	・・・	2 8
第 101 号議案	白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例	・・・	3 0
第 102 号議案	白石市保育園設置条例の一部を改正する条例	・・・	3 2
第 103 号議案	白石市食育推進協議会設置条例	・・・	3 4
第 104 号議案	指定管理者の指定について（おもしろいし市場）	・・・	3 8
第 105 号議案	指定管理者の指定について（白石市第一児童館、白石市第二児童館、 第一児童館放課後児童クラブ、白石第一小学校放課後児童クラブ、第 二児童館放課後児童クラブ）	・・・	3 9

第 8 7 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 鈴木 順 子
生年月日

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

第 88 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（専決第 10 号）

（令和 2 年 1 月 30 日専決）

令和 2 年 1 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 8 9 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決第 1 1 号）

（令和 2 年 1 1 月 3 0 日専決）

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 9 0 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（専決第 1 2 号）

（令和 2 年 1 1 月 3 0 日専決）

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 9 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（専決第 1 3 号）

（令和 2 年 1 1 月 3 0 日専決）

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

第 9 2 号議案

白石市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 白石市の項中「鷹巣字寺入屋敷のうち1番1から38番まで、40番1、41番、41番1、42番1、43番1、44番1から44番4まで、45番3から45番5まで、46番1から76番6まで、80番1、81番1から84番3まで、85番から89番3まで」を「鷹巣字寺入屋敷のうち1番1から76番5まで、80番1、81番1から89番3まで」に改め、同表白石市大平森合の項中「字上屋敷前」を「字上屋敷前 字上八ツ森のうち9番から15番1まで」に、「字寺前のうち1番1から28番まで、50番1から50番3まで」を「字寺前のうち1番1から28番まで、50番1から50番3まで 字瀬田のうち15番1から21番1まで」に、「字森合沖のうち13番から46番まで、62番1から96番1まで、96番4、96番5、118番1から144番まで、160番から163番まで、205番1から205番6まで」を「字森合沖のうち13番から46番まで、47番1、47番4、48番1、48番3、49番1、49番3、50番1、50番3、55番から61番1まで、62番1から96番1まで、96番4、96番5、118番1から144番まで、160番から163番まで、205番1から205番6まで」に、「字鹿ノ前」を「字鹿ノ前 字八ツ森前のうち1番1から4番まで、9番1から9番7まで」に改め、同表白石市大平中目の項中「字北屋敷前のうち61番3から90番2まで」を「字北屋敷前のうち61番3から91番まで」に改め、同表白石市福岡八宮の項中「字青木下のうち14番から22番3まで」を「字青木下のうち14番から30番2まで」に改め、同表白石市福岡深谷の項中「字青木後のうち38番1から45番3まで、62番1から65番4まで」を「字青木後のうち38番1から45番3まで、62番1から65番6まで」に、「字青木のうち3番2、5番2から8番まで、22番、23番、25番1、54番から63番2まで、71番1から113番2まで」を「字青木のうち3番2、5番2から8番まで、22番、23番、25番1、29番から32番1まで、54番から67番まで、69番1、69番3、71番1から113番2まで」に、「

字青木上のうち1番から3番まで、5番、6番の1、7番から10番まで、26番1、29番」を「字青木上のうち1番から3番まで、5番1から6番2まで、7番から10番まで、26番1、29番」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 9 3 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 9 4 号議案

白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

白石市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 5 号議案

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5 益岡公園の部野球場の款1時間の項中「550円」を「1,100円」に改める。

別表第6 益岡公園の部野球場照明施設の款の次に次のように加える。

野球場管理棟	1時間	440円
--------	-----	------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 9 6 号議案

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

白石市道路占用料条例（昭和47年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」及び「年10.75パーセントの割合にあつては」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に年7.3パーセントの割合」を「延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第 9 7 号議案

白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
白石市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年白石市条例第
11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32
年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金
特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この
項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割
合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に
改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の
期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金に
ついては、なお従前の例による。

第 9 8 号議案

白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白石市公営企業の設置等に関する条例（平成元年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2（1）公共下水道事業の表中「1,056ヘクタール」を「1,018.4ヘクタール」に、「27,700人」を「18,100人」に、「18,107立方メートル」を「7,465立方メートル」に改め、（2）農業集落排水事業の表薬師堂地区農業集落排水事業の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 9 9 号議案

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の1項を加える。

2 既納の手数料は還付しない。

別表第4に次の1号を加える。

(7) 給水資料の写しの交付 1枚につき 300円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 0 0 号議案

白石市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市下水道条例の一部を改正する条例

白石市下水道条例（昭和61年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項に次の1号を加える。

(5) 下水道台帳図等の写しの交付 1枚につき300円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 0 1 号議案

白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

白石市農業集落排水事業条例（平成9年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項に次の1号を加える。

(3) 排水設備資料等の写しの交付 1枚につき300円
別表薬師堂地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 0 2 号議案

白石市保育園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市保育園設置条例の一部を改正する条例

白石市保育園設置条例（昭和44年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表白石市深谷保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 0 3 号議案

白石市食育推進協議会設置条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市食育推進協議会設置条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、白石市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 白石市食育推進プラン（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）の作成及び見直しに関する事項
- (2) 食育の推進に関する調査及び研究に関する事項
- (3) その他食育の推進に必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係団体の役員又は職員
- (2) 食育推進を行う団体の役員又は職員
- (3) 教育に関する関係機関及び関係団体の役員又は職員
- (4) 社会福祉関係団体の役員又は職員
- (5) 農業関係団体の役員又は職員
- (6) 食品等事業者（食品衛生法（昭和22年法律第223号）第3条第1項に規定する食品等事業者をいう。）の役員又は職員
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 市の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第53号を第54号とし、同条第26号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、同条第25号の次に次の1号を加える。

(26) 白石市食育推進協議会の委員

第7条中「第53号」を「第54号」に改める。

第8条中「第41号」を「第42号」に改める。

別表第2健康づくり推進協議会の委員の項の次に次のように加える。

白石市食育推進協議会の委員	〃	7,500円	
---------------	---	--------	--

第104号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

おもしろいし市場

2 指定管理者となる団体

東京都北区王子三丁目19番7号

株式会社サンアメニティ

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月4日

白石市長 山田裕一

第105号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市第一児童館
白石市第二児童館
第一児童館放課後児童クラブ
白石第一小学校放課後児童クラブ
第二児童館放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
仙台市太白区袋原三丁目16番地の51
特定非営利活動法人FOR YOUにここにこの家
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月4日

白石市長 山 田 裕 一